

令和3年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：「ふくい創生・人口減少対策戦略」に関連する施策および事業に関する事務の執行について

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
No.	項目	区分	ページ	内容	
1	事務事業評価における指標の設定について	指摘	45	県は、適切な事務事業評価を可能とするために活動指標・成果指標の設定の拠り所となるマニュアル等を試行錯誤しながら作成し、ブラッシュアップしていく必要がある。	予算要求シート記載要領にしたがって活動指標・成果指標を設定しているか査定の段階で議論している。今後、必要に応じて要領の見直しを行っていく。 【総務部】
3	HPで公表する事務事業見直しの概要について	指摘	49	HPで公表する事務事業見直しの概要では、事務事業カルテの「事業評価」欄の評価結果すべてについて、件数や金額とともに構成比も記載して評価結果の全体像が把握できるようなかたちで公表すべきである。	令和5年度から、事業評価の欄の評価結果すべてについて、件数、金額、構成比を記載して公表している。 【総務部】
4	HPで公表する事務事業カルテの対象について	指摘	49	現在HPで公表されている事務事業カルテの対象は、評価結果が「拡充、継続、縮減、終期の見直し」となり翌年度当初予算で要求された政策的経費のみである。その年度の事務事業の評価結果なのだから、翌年度の予算要求の有無にかかわらず、その年度のすべての事業の評価結果を公表すべきである。	令和5年度から、すべての事業の評価結果をHPで公表している。 【総務部】
6	市町への補助金に対する県の対応	指摘	57	県が市町の補助金事業に対して補助金を交付する場合は、その補助金が適切に運用されているかどうかを判断するための特別の仕組みや規程・ルール、チェック体制を設ける必要があると思われる。	補助金の適切な運用は、補助金事業の担当課において適宜チェックをしており、執行状況は予算編成過程においても確認している。補助金の有効性や効率性を確保できない可能性がある場合には執行方法の見直しをするよう、年度当初の執行方針により通知する。また、必要に応じて定期的なチェック体制を設ける旨を要領に記載するよう各部に通知する。 【総務部】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容
No.	項目	区分	ページ	内容	
3	HPで公表する各部事務事業カルテについて	意見	50	各部各課の事務事業カルテについては、その課の該当事業の事務事業カルテを単に結合したものを公表するだけでなく、その課の事業全体の事業名や評価結果等を把握できる一覧表も公表するのが望ましい。	令和5年度から、各課の全体の事業名や評価結果等を把握できる一覧表を公表している。 【総務部】
15	活動指標の設定について（県立大学運営費交付金（一部））	意見	86	活動指標が設定されていない。担当課では、必ず何らかの形で事業評価を行っているはずであり、県民に対する事業の説明責任を果たすためにも、適切な指標の設定と評価を示すべきである。	次期中期計画策定に併せて、教育・研究等それぞれの項目の達成指標を活動指標とすることを再検討する。 【総務部】
21	学生UIターン奨学金返還支援の対象者について（理系就活支援事業）	意見	102	学生UIターン奨学金返還支援の内容と、事業目的の整合性を確保すべきである。学生UIターン奨学金返還支援の対象者について、〔県外大学等の卒業者〕に限らず、〔県外出身の県内大学等卒業者〕を含めることが適切ではないかと考える。	指摘を踏まえ、令和6年度より県外出身の県内大学生を対象にする形に制度を改定した。 【交流文化部】

※ページは「令和3年度包括外部監査の結果報告書」ページ